

令和6年度第1回三和区地域協議会次第

日時：令和6年5月23日（木）

午後6時30分から

場所：三和コミュニティプラザ

3階 多目的ホール

1 開会

2 所長挨拶

3 自己紹介

4 協議事項

(1) 会長及び副会長の選任について

資料No.1

(2) 三和区地域協議会の運営等について

資料No.2

5 報告事項

(1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について

資料No.3

6 その他

(1) 上越市地区（三和区）公共交通懇話会委員の推薦について【1人】

(2) 2024年第15回えちご・くびき野100kmマラソン実行委員会三和区
部会委員の推薦について【1人】

(3) NPO法人三和区振興会理事の推薦について【1人】

(4) 令和6年度さんわ祭り実行委員の推進について【3人】

(5) 三和区地域福祉推進委員の推薦について【1人】

7 次回地域協議会

月 日（ ） 時 分から

8 閉会

第6期三和区地域協議会委員名簿

No.	氏名	フリガナ	期数 (現任期含む)
1 会長			
2 副会長			
	飯田 英利	イイダ ヒデトシ	3
	五十嵐 隆一	イガラシ タカイチ	1
	池田 輝幸	イケダ テルユキ	2
	江口 晃	エグチ アキラ	3
	高橋 鉄雄	タカハシ テツオ	4
	星野 幸雄	ホシノ ユキオ	3
	牧井 雅英	マキイ マサヒデ	1
	松井 隆夫	マツイ タカオ	5
	松栄 由里	マツエ ユリ	2
	宮澤 克己	ミヤザワ カツミ	2
	宮嶋 久登	ミヤジマ ヒサト	1
	茂木 知絵	モテギ チエ	1
	龍池 麻耶	リュウチ マヤ	1
	渡邊 正芳	ワタナベ マサヨシ	1

三和区地域協議会の運営等について

No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況 (内 規)	審議結果
1	会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号	4人以上	
2	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	確認者は会長及び会長を除く1名とし、会議ごとに副会長を最初に、以降、席順による輪番	
3	議長（会長）はあらかじめ投票権を持つか否か ※条例第8条第3項	議長（会長）はあらかじめ投票権を持たず、可否同数の場合のみ、議長（会長）が決する	
4	委員が会議の議題を提出する場合の方法 ※条例第8条第4項	内規に示す（別紙1）に準じた書面により、会議開催日の7日前までに会長に届出	
5	会議の座席順 ※条例第8条第4項	◆三和区地域協議会基本会場図（別紙2）のとおり 会長・副会長を除き、五十音順	
6	地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	◆三和区地域協議会だより発行に関する事項（別紙3）のとおり 【編集委員】 会長を除き、席順の後ろから順次委員3人の班編成	
		【発行回数・時期】 年4回程度、適宜	
		【編集方法など】 掲載内容は地域協議会（編集委員及び会長）と総合事務所が協議のうえ決定 A4両面の横組を基本、1色黒刷り、用紙の色はコスモス（薄いピンク）	
7	会議の開催日時 ※条例第8条第4項	【開催日】 地域協議会で次回開催日を決定	
		【開催時間】 午後6時30分からを基本	
8	会議の会場 ※条例第8条第4項	三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール	
9	書面による審議 ※条例第8条第4項	◆諮問案件における書面審議の取扱い（別紙4）のとおり 【実施の条件】 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない、または招集することが適当ではない場合で、当該案件について会議を招集して審議するいとまがない場合	
		【実施の判断】 過半数の委員が書面議決に賛同した場合	
		【表決方法】 委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす なお、可否同数のときは、会長の決するところによる 附帯意見の取扱いについては、意見集約の結果及び答申案の確認において要否を表明することとする	
10	傍聴者の定員 ※条例第8条第4項	10人	

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

（1） 会長が必要と認める場合

（2） それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

三和区地域協議会会議運営に関する内規

この内規は、上越市地域自治区の設置に関する条例（以下「条例」という。）第7条の規定などにより、三和区地域協議会の運営に関し必要な事項を定める。

（自主的審議事項）

- 1 条例第7条第1項に規定する地域協議会が必要と認める事項については、同条同項各号に規定する範囲において、次のとおり取扱うものとする。
 - （1）自主的に審議したい事項のある委員は、別紙1に準じた書面により、会議開催日の7日前までに会長に届出るものとする。
 - （2）会長は（1）の届出があった場合は、会議に諮り地域協議会が必要と認めて自主的に審議する事項とするかどうかを決定する。
 - （3）（2）の決定にあたっては、条例第8条第3項の規定により、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（会議の招集請求に必要な委員数）

- 2 条例第8条第1項第2号の規定による会議の召集は、4人以上の委員から書面により会議に付すべき事項を示して請求があった場合とする。

（会議の開催日時）

- 3 会議の開催日時は、概ね午後6時30分からとし、協議内容を考慮したうえで、その都度地域協議会で決定する。ただし、協議に時間を要すると見込まれる場合、緊急の場合は会長判断（一任）とする。

（会議の席順）

- 4 会議の席順は、別紙2の席順を標準とする。

（傍聴人の定員）

- 5 上越市審議会等の会議の公開に関する条例第9条第2項に規定する傍聴人の定員は、10人とする。

（会議録）

- 6 上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項に規定する会議録の確認は1名とし、会議ごとに会長を除き、副会長を最初に、以降、席順による輪番とする。

（地域協議会だより）

- 7 地域協議会だよりの編集方法は、別紙3のとおりとする。

（諮問案件における書面審議の取扱い）

- 8 諮問案件における書面審議の取扱いについては、別紙4のとおりとする。

(各種委員会等への委員推薦)

- 9 各種委員会等から委員推薦について文書で依頼があった場合は、地域協議会で審議し決定する。

(その他)

- 10 その他地域協議会の運営に関し必要な事項は、会議で決定し定めるものとする。

この内規は、令和2年5月15日から施行する。

この内規は、令和3年12月16日から施行する。

令和 年 月 日

三和区地域協議会自主的審議に係る提案書

三和区地域協議会
会 長 様

提案者名 ()

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、審議するよう提案します。

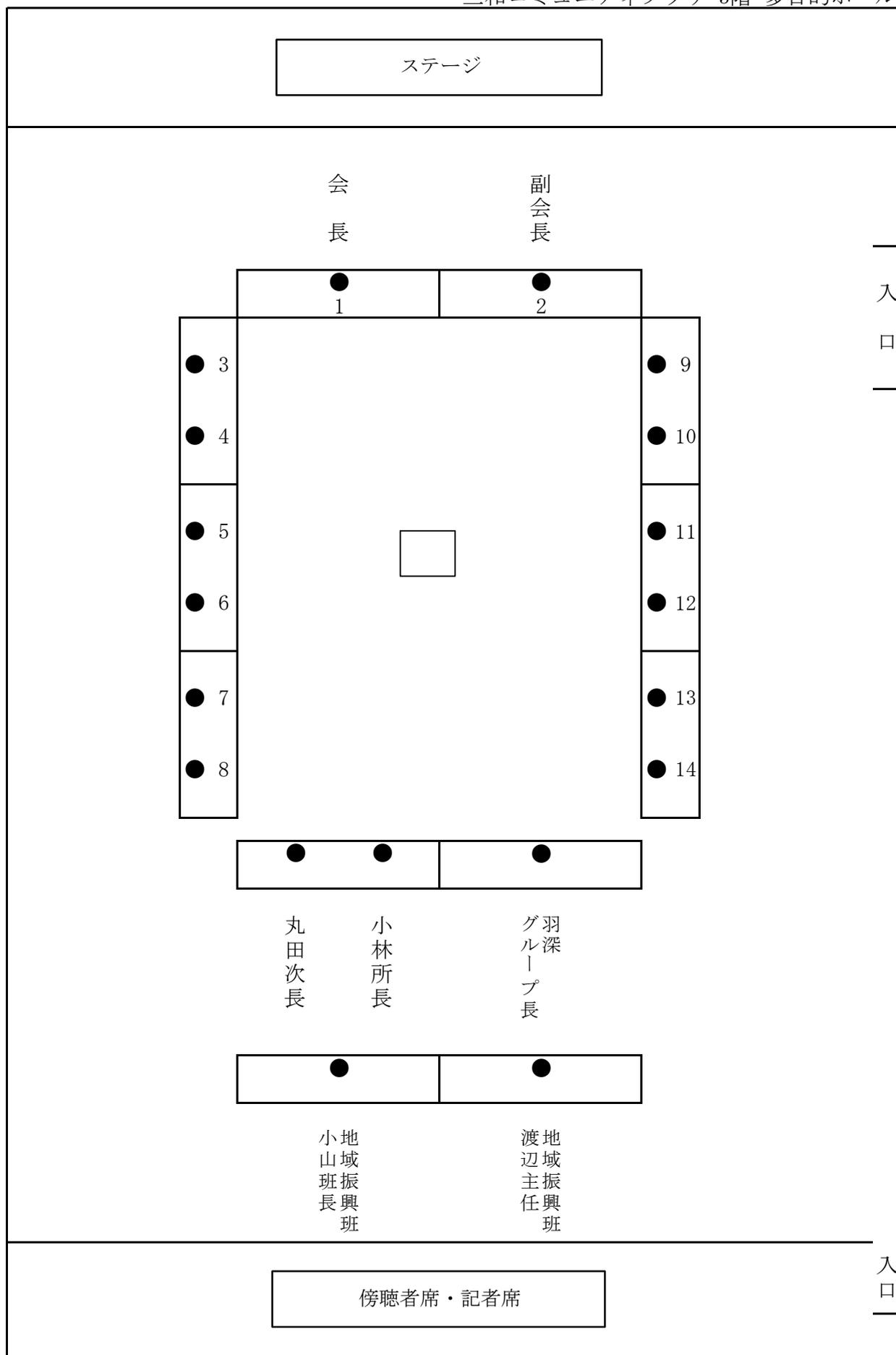
記

審議する事項	について
提案理由 (概要)	

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の 7 日前までに総合事務所に提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、総合事務所にご相談ください。

三和区地域協議会基本会場図

三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール



三和区地域協議会だより発行に関する事項

- 1 目的 地域協議会の審議の内容や活動の様子を三和区の皆さんへお知らせする。
- 2 名称 三和区地域協議会だより
- 3 編集委員 編集委員は発行毎に委員3人の班編成で行う。
(会長を除き、席順の後ろから順次行う)
- 4 発行日 年4回程度
(必要に応じ適宜発行することができる)
- 5 編集
 - ・掲載内容は地域協議会(編集委員及び会長)と区総合事務所が協議のうえ決定し、発行する。
 - ・編集責任者は会長とする。
- 6 仕様等
 - ・A4版の2頁(A4の両面)で横組
(必要に応じて頁を増すことができる)
 - ・1色黒刷りとする。
 - ・コスモス(薄いピンク)

※令和6年度班編成(編集委員)

班	編集委員					
	席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	14		13		12	
2	11		10		9	
3	8		7		6	
4	5		4		3	

※以降は、2番 副会長から順次組み直しを行う。

諮問案件における書面審議の取扱い

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・ 地域自治区の設置に関する条例第7条第2項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。(例外規定なし)
- ・ 一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ね、財政面での負担が生じる要因ともなりえる。
- ・ これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

2 書面審議の運営に関する事項

(1) 書面審議を実施する条件

委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない、または招集することが適当ではない場合で、当該案件について会議を招集して審議するいとまがない場合

(2) 書面審議の実施に係る判断

過半数の委員が書面議決に賛同した場合

(3) 書面審議の表決

委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす。なお、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附帯意見の取扱いについては、意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする。

3 書面審議の方法

- ・ 地域協議会は、各分野の専門家で構成する審議会等と異なり、様々な立場の委員が意見を出し合いながら結論を導き出す場であることを鑑み、できるだけ会議を開催した場合と同等の判断を各委員ができるよう、次の流れを基本的な手順とする。

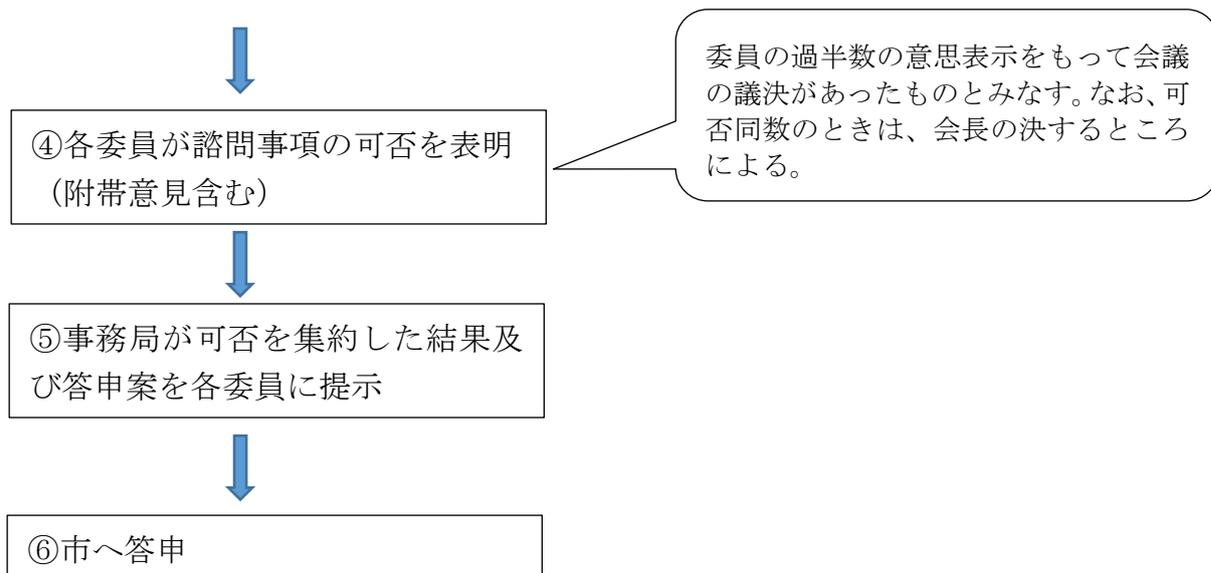
①諮問に関する資料を委員へ送付



②委員から質問を受付、事務局で質問を集約し、担当課へ照会



③各委員が提出した質問及びその回答を全委員で共有



4 その他

- このほか、書面による審議が必要な案件については、諮問案件に準じた方法により審議を行う。
- 書面審議については、事前に意思決定を行う日を設定し、その日を会議開催日とみなして、通常と同様の事務手続きを行う。
- 会議録については、書面で開催した旨、委員等と書面でやりとりをした内容や結論を記載し作成し、通常同様に公開する。

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」の策定について(概要)

令和6年5月

上越市農林水産部(農政課)

1 地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、**これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいく**ため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、**10年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成**します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「**将来、地域の農地を誰が利用していくのか**」、「**地域の農業をどのように維持していくのか**」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合っ、まとめていきます。

2 地域計画の概要

(1) 根拠法令（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約] 市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約] 市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

(2) 事業主体

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

(3) 計画策定期間

令和5・6年度（2か年）

(4) 計画策定区域

地域自治区 26計画 ※市街化区域（高田区、直江津区）は対象外

(5) 参加者

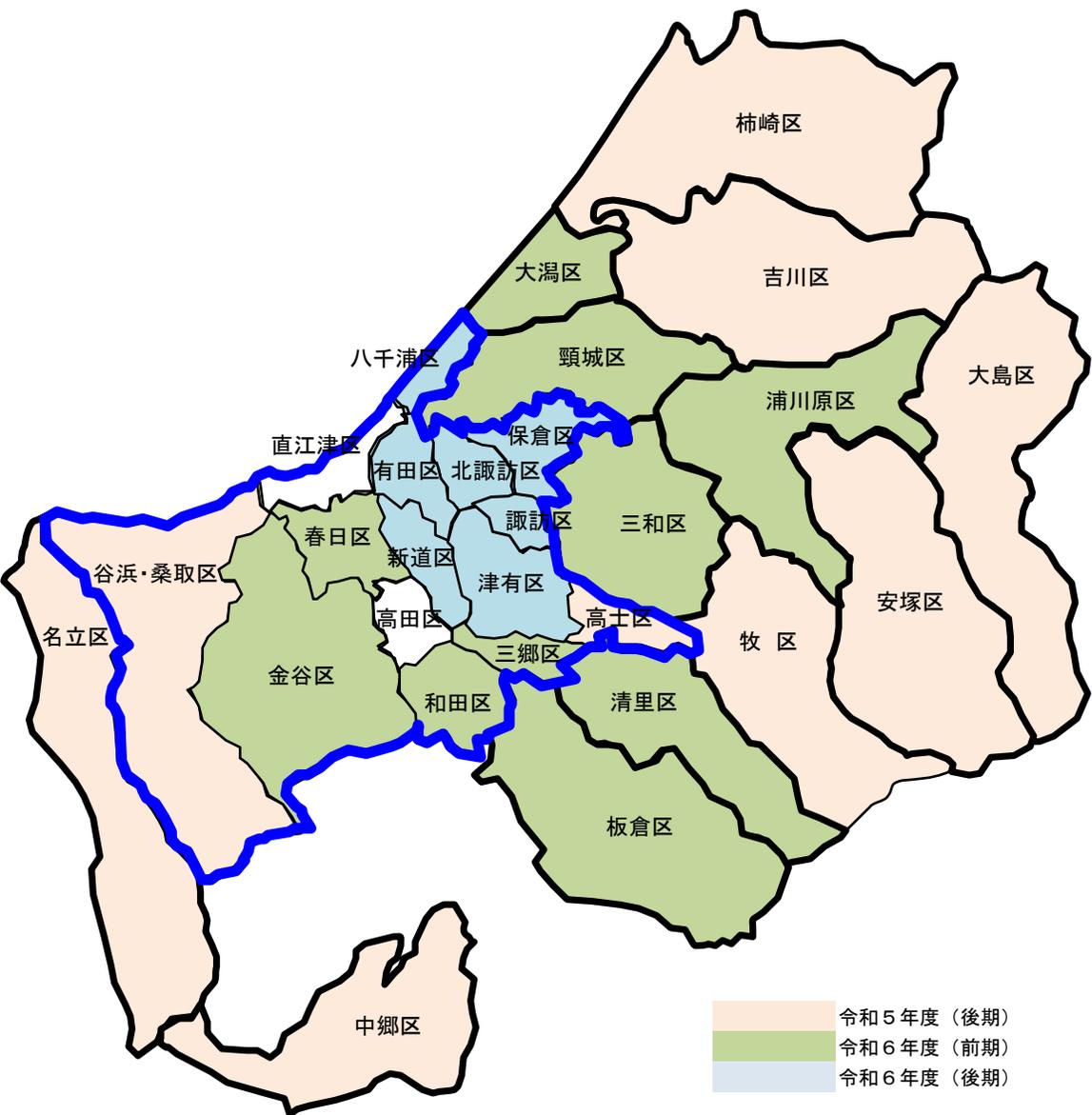
農業者等、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、上越市、上越市農業委員会 など

(6) まとめ（結果）

- ・協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を公告

※農地の所有権や利用権は移動しません。

※ 計画策定区域（26地域）



1	高田区	対象外	16	安塚区	R5後期
2	新道区	R6後期	17	浦川原区	R6前期
3	金谷区	R6前期	18	大島区	R5後期
4	春日区	R6前期	19	牧区	R5後期
5	諏訪区	R6後期	20	柿崎区	R5後期
6	津有区	R6後期	21	大湫区	R6前期
7	三郷区	R6前期	22	頸城区	R6前期
8	和田区	R6前期	23	吉川区	R5後期
9	高士区	R5後期	24	中郷区	R5後期
10	直江津区	対象外	25	板倉区	R6前期
11	有田区	R6後期	26	清里区	R6前期
12	八千浦区	R6後期	27	三和区	R6前期
13	保倉区	R6後期	28	名立区	R5後期
14	北諏訪区	R6後期			
15	谷浜・桑取区	R5後期	※計画策定区域：26地域		

3 地域計画の記載事項

(1) 当該地域における農業の将来の在り方

- ①地域計画の区域の状況
- ②地域農業の現状と課題
- ③地域における農業の将来の在り方

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ②担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ③農用地の集団化（集約化）に関する目標

(3) 目標を達成するために必要な措置

- ①農用地の集積、集団化の取組
- ②農地中間管理機構の活用方法
- ③基盤整備事業への取組
- ④多様な経営体の確保・育成の取組
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

(4) 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

- ・農業者氏名、作物名、経営面積など

(5) 目標地図

- ・10年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
- ・あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
- ・将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として随時調整
- ・目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※ その他任意事項

- ①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携
- ⑩その他

4 三和区の地域計画の進め方（※検討中）

(1) 計画策定区域

三和区

(2) 参加者

- ・ 農業関係者 : 農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）、農家組合長など
- ・ アドバイザー : J A えちご上越、三和土地改良区、関川水系土地改良区
- ・ オブザーバー : 新潟県（上越地域振興局）
- ・ 事務局 : 上越市（農林水産部）、上越市農業委員会、上越市担い手育成総合支援協議会

(3) 協議（話し合い）

- ・ 時期 : 第1回 令和6年6月中旬～下旬
第2回 7月上旬～中旬
第3回 7月下旬～8月上旬

・ 会場 : 三和地区公民館

※会場、協議回数は変更する場合があります

(4) まとめ（結果）

- ・ 協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
 - ・ 地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を一括公告
- ※農地の所有権や利用権は移動しません。